令和７年度

安全な学校をめざして

《危機管理対応マニュアル》

北海道大麻高等学校

目　　次

はじめに　・・・・・　２

１　安全管理の視点　・・・・・　３

２　危機管理を進める上での基本事項　・・・・・　４

３　報道機関への対応で留意すべき事項　・・・・・　４

４　緊急事態の原則的連絡体制　・・・・・　５

５　学校内の生徒事故（学校内職員事故も準ずる）
・・・・・　６

６　学校内生徒事故対応必携（チェックシート）
・・・・・　７～８

７　学校外の生徒事故　・・・・・　９～10

８　学校外の職員事故　・・・・・　11～12

９　学校被災
Ⅰ職員在勤中　・・・・・　13～14
Ⅱ職員不在中　・・・・・　15

１０　地　　震
Ⅰ職員在勤中　・・・・・　16
Ⅱ職員不在中　・・・・・　17

１１　不審者侵入の対応　・・・・・　18

１２　熱中症の予防と対応
Ⅰ日常の熱中症対策　・・・・・　19～24
Ⅱ熱中症への救急措置　・・・・・　25～28

は　じ　め　に

近年、学校における児童生徒の生命に関わる様々な事件・事故が全国的に発生しており、児童生徒や教職員の生命や身体を守るために事前に危機を予測し、その回避に向けた取り組みの強化が指摘されています。

また、危機発生時の被害を最小限にとどめる対応を組織的にどのように迅速かつ的確に行うかも危機管理対応の重要事項として求められています。

私たちは大切な生徒の生命を預かる者として、学校における様々な危機を想定し、学校現場における危機管理の在り方等について基本的な指針を示した「危機管理対応マニュアル」を作成しました。

このマニュアルを有効に生かしていくためにも、日ごろから全教職員が危機意識を共有し、点検活動を励行しながら万が一の事態に対処していくことが肝心です。

令和７年４月

北海道大麻高等学校

1　安全管理の視点

（1）地域は学校の生命線

地域・保護者・関係機関との日常的な連携を進めることが生徒の安全確保につながります。

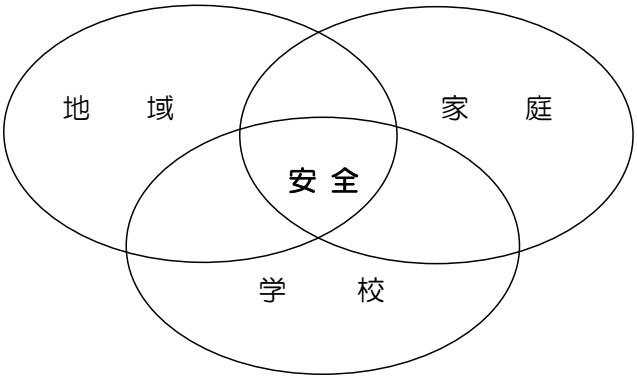

（2）未然防止の視点

生徒たちの安全な学校生活

来校者の確認

情報の把握・伝達・管理

日常の安全管理

教職員の危機管理意識

校内危機管理体制

施設・設備等の点検管理

教職員の危機管理対応研修

地域・家庭・関係機関との連携

全教育活動を視野に入れた安全確保

２　危機管理を進める上での基本事項

（１）生命尊重を第一義とする。
（２）保護者、関係当事者の心情を考慮し、対応のすべては誠意と責任を持ってあたる。
（３）第一義の機能を果たした後に、発生場所・日時・原因等の状況把握を的確に行い、再発防止に向けた対応策を検討する。（緊急職員会議の招集）
　外部に対する広報・連絡に際しては、虚偽や真相を包み隠す態度は厳禁とする。
（４）生徒・関係者に対する基本的人権を最大限尊重する。

３　報道機関への対応で留意すべき事項

（１）報道機関への対応窓口は校長（副校長・教頭）とし、一本化する。
（２）当事者氏名については、プライバシー保護を考慮し、公表に関して事前に十分検討する。
（３）発生に至る経緯、学校が取った措置等について予想や憶測で公表することがないように留意し、事実関係に即して明らかにすること。
（４）発生した事実に対しては、冷静に受け止め責任逃れとなるような言動を慎むとともに最高責任者として校長が説明にあたる。
（５）現時点で明確でない事項については「事実関係を調査中である」ことを明確に伝え、事実確認が出来た時点で公表する。
（６）会見を設定する場合には、事前に場所・開始時刻・所要時間を明示して臨む。
（７）当事者・生徒・教職員等を批判したり、差別的用語を使用することのないように留意する。

４　緊急事態の原則的連絡体制

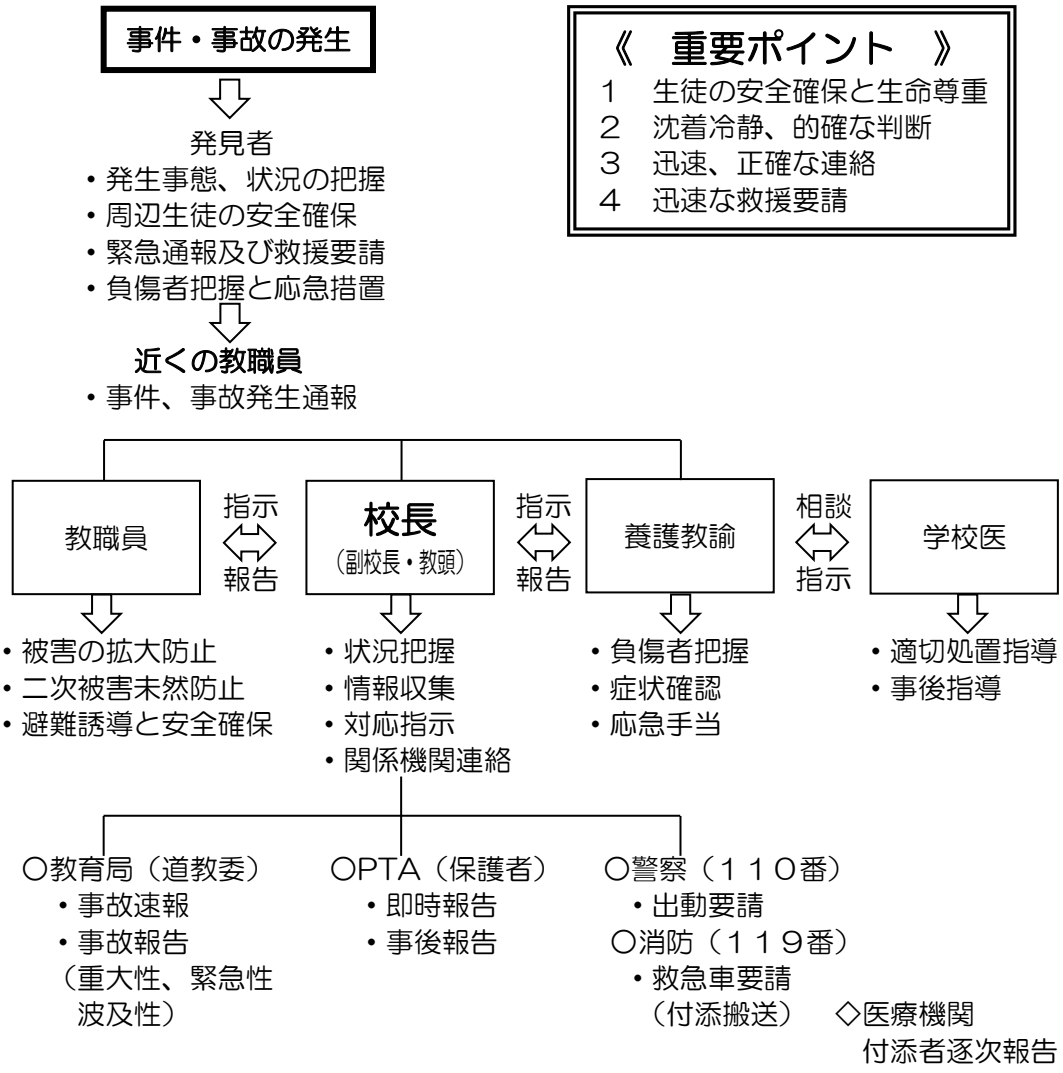

≪　緊急連絡先　≫

学校　（対策本部）　℡０１１－３８７－２１４３　（１６６１）

５　学校内の生徒事故（学校内職員事故も準ずる）

事故発生

①	救命措置 組織編成	側近者が救命措置を第一義に対応し、応援を求める 対応組織編成への連絡 （校長・副校長・教頭・生徒指導部長・養教）	側 近 者 応援職員 （生徒）
②	応急措置 対応連絡	救命措置・応急措置（担架・救急用品ー保健室） １救急車（年次・性別・氏名・傷病程度・付添者） ２保護者（事故状況・傷病程度・搬送病院名）	養護教諭 指導部長 担任顧問
③	病院搬送 状況調査	――――――――――――――― 該当生徒の年次・組・氏名、発生時刻・場所・原因 傷病程度、保護者名、保護者との連絡状況	養護教諭 担任顧問 教　頭
④	状態報告	病院　→　学校（到着時刻・傷病名と治療等の状況） （学級担任又は副担任等が付き添う）	養護教諭 担任顧問
⑤	関係機関連絡	学校　→　道教委 （病院からの報告を受け、傷病程度に応じて校長が判断	校　長

≪　留意事項　≫

１　生徒・保護者への連絡は、相手を動揺させることのないよう落ち着いて連絡する。
　（事故の状況、傷病の程度、搬送先病院名等）

２　加害行為のある場合は、加害者の保護者に対しても必ず状況説明報告を行う。
　（１）人命に関わる場合・・・・・被害者の保護者への連絡直後
　（２）それ以外の場合・・・・・・病院から傷病名等の連絡を受けた後

３　生命に関わる事故発生時は、管理職が病院へ赴く。

４　病院搬送は救急車若しくはタクシー利用を原則とする。
　緊急やむを得ず自家用車を利用せざるを得ない場合は、校長の許可を得ること。
　（この場合、交通法規を遵守し安全運転に徹すること）

５　報道関係者及び部外者への対応は校長（副校長・教頭）が行う。

６　学校内生徒事故対応必携（メモ）

≪　連絡時の備忘項目　≫

１　救急車（１１９番）　年次・年齢・氏名・性別・傷病概略・校内侵入経路場所
江別市消防本部　３８２－５４３２

２　病　院　　年次・氏名・性別・傷病概略・緊急診察の可否

	病　院　名	住　　所	電　話　番　号
学　校　医	高橋内科医院	大麻扇町３－７	３８６－５２２２
学校歯科医	佐久間歯科医院	大麻ひかり町34－２	３８７－４６１８
学校薬剤師	パルス薬局	中央区北6西16	６１２－７１７１
総 合 病 院	江別市立病院	若草町６－１	３８２－５１５１
〃	札幌北辰病院	厚別中央２－６	８９３－３０００
病　　院	高橋内科医院三番通りクリニック	大麻ひかり町32-1	３８７－７７８８
〃	江別谷藤病院	幸町２２番地	３８２－５１１１
脳神経外科	渓和会江別病院	野幌代々木８１	３８２－１１１１
〃	新さっぽろ脳神経外科病院	厚別中央１－６	８９１－２５００
整 形 外 科	なかざわ整形外科クリニック	大麻ひかり町32-1	３８７－６７５５
〃	新札幌整形外科病院	厚別南２－２－３２	８９３－１１６１
外　　科	池永クリニック	文京台東町11-24	３８７－１１１１
〃	交雄会新さっぽろ病院	厚別中央1-6	８０１－１２１２
眼　　科	はやし眼科	大麻中町２－１７	３８８－１２２０
耳　鼻　科	はらだクリニック	大麻ひかり町32-1	３８８－３３３３
皮　膚　科	たけだ皮膚科スキンケアクリニック	厚別西３－６　－７００―９０	８９１－８８１１

☆　救急医療情報案内センター　　０１２０－２０－８６９９
☆　札幌市消防局災害救急病院案内　　２０１－００９９
☆　江別保健所　　３８３－２１１１

３　タクシー　　事故で、直ぐ配車可能か、侵入経路場所

江別ハイヤー	８４６－６０００

４　保護者への連絡　　いつ・何をしていて・傷病程度・搬送先病院名
（必要に応じて本人の意識の有無）

５　関係機関

北海道警察本部	２５１－０１１０
江別警察署	３８２－０１１０
江別市消防本部	３８２－５４３２
江別市役所	３８２－４１４１（教育委員会３８１－１０５７）
石狩教育局	教育支援係　　２０４－５８７５ 等学校教育指導班　　２０４－５８７８

≪　チェックシート　≫　学校内生徒事故用

事故者名	男・女	年　組	保護者名		担任	
電話番号		保護者への連絡				

相手氏名	男・女	年　組	保護者名		担任	
電話番号		保護者への連絡				

発生日時	令和　　年　　月　　日（　）	時　　分
症状	
発生場所	
原因	
応急措置	
搬送先病院名	TEL
搬送手段	（病院到着時間　　時　　分）
病院での様態	
その他	

7　学校外の生徒事故

事故発生の連絡受報

年次・組・生徒氏名・性別・発生場所・傷害程度
対応状況・搬送先病院名等について聴取し、メモを確実に取る。
（相手方についても必要に応じて、氏名・年齢・性別・住所等を聴取）

①	組　織　編　成	職員が受報した場合には、校長・副校長・教頭へ直ちに連絡する。その後、担任（副担）・年次主任・生徒指導部長に連絡する。	受報者
②	現　状　確　認	担任（副担）は搬送先病院へ見舞い。 保護者にとって緊急事態であることを確認認し、その感情を理解した上での会話を心がける。 生徒指導部長は発生現場及び状況の確認に当たる。	担　任 （生徒指導部長）
③	状　況　報　告	緊急を要する事態には速やかに校長に連絡する。	担　任 （生徒指導部長）
④	関 係 諸 機 関	道教委等への報告は校長が判断し、校長が報告する。	校　長

≪　チェックシート　≫　学校外生徒事故用

事故者名	男・女	年　組	保護者名		担任	
電話番号		保護者への連絡				

相手氏名	男・女	年齢	歳	電話番号	
住　所					

発　生　日　時	令和　　年　　月　　日（　） 時　　分
症　　状	
発　生　場　所	
原　　因	
現 場 の 状 況	
搬送先病院名	TEL
搬　送　手　段	（病院到着時間　　時　　分）
病院での様態	
対　応　状　況 （保護者との連絡）	

８　学校外の職員事故

※当事者が電話等で連絡可能な程度の事故

	事故発生の連絡受報	必ず校長（副校長・教頭）に連絡する。 氏名・事故状況・発生日時・対応状況・相手方等を確認する。	校　長 （副校長 教頭）
①	助　言　・　指　導 誠意対処責任体制	当事者職員は、誠意と責任を持って最後まで事故処理に対応することを指導し、重大な事態に至った際や状況に変化が生じた場合には速やかに報告する旨を指導する。 相手方に重大な負傷等がある場合は、校長（副校長・教頭）が現場（病院）に出向き相手方を見舞い状況把握にあたる。	校　長 （副校長 教頭）
②	状　況　整　理	事故処理完了以前の段階では事故原因まで言及できないことを念頭に、双方の氏名・性別・年齢・住所・発生時刻・場所・事故発生の状況・双方の負傷状況・現在の対応状況等をまとめる。	副校長 教　頭
③	関 係 機 関 連 絡	道教委等への報告は校長が判断し、報告する。	校　長

※当事者が連絡不可能な事故

	事故発生の連絡受報	校長（副校長・教頭）が受報する。 可能な限りの情報収集と搬送先病院名等の確認を行う。	校　長 （副校長 教頭）
①	助　言　・　指　導	事故発生現場にて確認する。 その後、搬送先病院にて様態を確認する。	校　長
	様　態　確　認		副校長 教　頭
②	状　況　報　告	事故発生時刻・場所・状況・相手方氏名・性別・年齢・住所・本人の様態等を報告する。	副校長 教　頭
③	関 係 機 関 連 絡	道教委等への報告は校長が判断し、報告する。	校　長

≪　チェックシート　≫　学校外職員事故用

事故者名	男・女	職　名		年　齢	歳
住　所	TEL　　－　　－				

相手氏名	男・女	年齢	歳	電話番号	
住　所					

発　生　日　時	令和　　年　　月　　日（　　）　　時　　分
症　　状	（本　人） （相手方）
発　生　場　所	
原　　因	
現 場 の 状 況	
搬送先病院名	TEL
搬　送　手　段	（病院到着時間　　時　　分）
病院での様態	
対　応　状　況	警察事故処理の有無 相手方搬送先病院名 本人への対応指導

９　学校被災

Ⅰ　職員在勤中の火災対応（初期消火不可能な場合）

火災発生

①	状況把握	・警報器による発覚は現場を確認する。 ・側近者による発覚の場合は、応援要請し事務室（職員室）へ通報する。	副校長 教　頭 事務長 側近者
②	避難通報 火災通報	・発生場所確認後、生徒・職員に対し避難経路・避難場所を明確に指示（通報）する。 ・消防署通報（119番）は、避難通報と同時に行う。	事務長 副校長 教　頭 （事務室）
③	避難誘導	・避難指示に基づき静かに整然と避難する。 ※第一避難場所はグランドとするが、状況を判断し、避難通報で指示する。	担　任
④	避難確認	・可能な範囲で校舎内探索を実施し、生徒の避難完了を確認する。確認後、避難場所で教頭に報告する。 ・生徒は避難場所から離れないこと。	副校長 教　頭
⑤	非常持出	・非常持出班を確認し、搬出作業を開始する。 ・作業は副校長・教頭の指示にしたがって、安全第一で行う。	搬出班
⑥	鎮火後処理	・副校長・教頭の指示にしたがい、整然と事後処理にあたること。 ・生徒下校指導については、指示・連絡事項が徹底されるよう計画的に指導すること。生徒の安全確認を確実に行うこと。	生徒指導部長

学校被災対応メモ（在勤時）

１　消防署通報（１１９番）

『こちらは、大麻高校です。校内の　○　○　で火災が発生しました。至急消火出動願います。』

２　校内避難放送（緊急放送サイレン）

『ただ今、○　○　で火災が発生し、消火不可能な状況です。生徒は担任（教科担任）の指示に従いあわてずに　○　○　避難場所に避難しなさい。』（繰り返し放送）

３　非常持出品

①	指導要録	事務室（重要）	⑦	健康診断票	保健室
②	学校沿革史	事務室（重要）	⑧	健康診断票	保健室
③	卒業証書授与台帳	事務室（重要）	⑨	給与関係書類	事務室
④	学校日誌	教頭席	⑩	職員履歴書	事務室
⑤	休暇処理簿	教頭席	⑪	備品台帳	事務室
⑥	旅行命令簿	事務室	⑫	関係領収書	事務室

４　避難確認表（令和７年度　全校生徒数　８１９名）　　Ｒ７．４．８現在

１年次（年次主任　小豆澤　康之）

組	1	2	3	4	5	6	7	合計
担任	山本	村上	中山	髙畠	西里	武田	前田	
在籍	４０	４０	４０	４０	４０	４０	４０	２８０
確認								

２年次（年次主任　小松　暁）

組	1	2	3	4	5	6	7	合計
担任	山﨑	池上	三島	目黒	岡﨑	貝塚	坂田	
在籍	４０	４０	４０	４０	３８	３８	３７	２７３
確認								

３年次（年次主任　三上敬揮）

組	1	2	3	4	5	6	7	合計
担任	青山	七島	中森	中川	菊池	細川	佐藤	
在籍	３８	３８	３９	３８	３７	３７	３９	２６６
確認								

Ⅱ　職員不在時の火災対応

	火災発生受報	受報者は直ちに校長へ報告する。	第一受報者
①	非常出勤	・校長の指揮下、連絡網により全職員に出勤指示	副校長 教　頭
②	非常持出	・現場消防署員の指示にしたがい、校長の判断で非常持出が可能な場合、集合職員で実施する。	集合職員
③	鎮火後処理	・鎮火後（非常持出作業終了後）、直ちに職員会議を開催して次項について確認する。 （１）出火前施錠状況 （２）火気使用状況 （３）電気器具使用状況 （４）その他（必要に応じて）	全 職 員
④	事情聴取	・校長（副校長・教頭）が事情聴取にあたり、職員は指示あるまで待機することとする。	校　　長
⑤	関係機関連絡	・校長（副校長・教頭）が行う。	校　　長

《　緊急職員会議確認協議事項　》

1　確認事項

火災発生日時	令和　　年　　月　　日（　　）　　時　　分
火災発生場所	

2　協議事項

項　　目		協　議　事　項
施錠等の状況		
ガス等使用状況		
電気器具使用状況		
その他		
今後の対応	今後の授業	
	保護者連絡	
	事故処理事務	

１０　地　　震

Ⅰ　職員在勤中の地震対応

	地震発生	・机下に身を隠すように指示し、生徒の安全を確保。 ・職員は出口確保を確認し、安全を確保する。	担　任
①	避難通報	・揺れがおさまり避難可能な状態であることを確認し、生徒・職員に対して避難通報を行う。 ・出席簿を携行する。 ※第一避難場所はグランドとするが、状況を判断し、避難通報で指示する。	副校長 教　頭 事務長 主　任
②	避難確認	・避難場所にて学級担任は生徒の安全及び人数を確認のうえ避難完了報告を教頭に伝える。 ・副校長、教頭の指示により副担（年次付）は、校内を検索し逃げ遅れ及び負傷者等の確認を行う。最終確認は副校長、教頭は行う。	副校長 教　頭
③	被災状況確認	・地震発生による被害の有無を調査し、安全確認を行う。 ・被害状況及び各種情報により教育活動に復帰するか否かについては、校長が判断する。	校　長
④	生徒下校指導	・学校周辺及び地域被災状況を把握し、生徒下校時の安全が確保されるまで避難場所で待機させる。（保護者による迎えが可能な場合を除く。） ・その後の措置については、必要に応じて職員会議で検討する。	全職員
⑤	関係機関連絡	・被害状況及び生徒の安全確保に関する措置状況等については、校長が判断し関係機関に報告する。	校　長

Ⅱ　職員不在中の地震対応

地震発生

周辺に重大な災害をもたらす地震が発生した場合を想定し、学校にも被害が及んだ場合の対応とする。

①	被災状況確認	・校長・副校長・教頭・事務長が出勤のうえ被災状況を確認する。また、出勤途中に校区周辺の被災状況を確認する。	校　長 副校長 教　頭 事務長
②	職員連絡	・校長の判断により職員の出勤を必要とする場合は、職員連絡網によって招集する。 （職員被災状況の確認を含む。）	校　長
③	保護者連絡	・校長の指示により、生徒の安否確認と被災状況を把握する。	教　頭 出勤教員
④	関係機関連絡	・生徒の安否、学校及び校区内の被災状況について関係諸機関に連絡するとともに、当面の対応策について伝達する。 （地域住民の避難場所については江別市災害対策本部と協議する。）	校　長
⑤	緊急職員会議	・現状の確認 ・情報収集方法の確認 ・指示伝達手段の確立 ・学校管理体制の確認 ・当面の生徒対応 ・出勤不可能職員の措置 ・緊急避難場所対応	出勤教員

１１　不審者侵入の対応

日頃からの不審者侵入防止対策

- 登下校以外の時間は生徒玄関を施錠する。
- 来訪者は職員玄関から出入りすることとする。
- 事務職員が受付応対し、来訪者名簿への記入と名札の着用をお願いする。
- 万が一の場合の備え、職員室と事務室にさすまたを配備する。
- 夏季に１階の教室、廊下、体育館等の窓などを開放するときは、教職員が不在とならないよう留意する。

①	不審者の侵入発見	・複数の教職員に応援を要請し、さすまたのほか手近にあるもので不審者の動きや移動を阻止する。 ・**校内放送『ただ今より、研修会を開催します。職員室にお集まりください。』**により、緊急事態発生を全教職員に知らせる。	第一発見者 集合職員
②	避難指示	・教職員は管理職の指示に基づき、生徒を非難させる。教室への侵入などの緊急性が低い場合や避難によって不審者と遭遇する場合は、教室等で待機させる。	副校長 教　頭 教職員
③	警察等への通報・報告	・直ちに警察へ通報する。また、負傷者等の状況に応じて、救急車を要請するとともに、警察に続報を入れる。 ・警察等の関係機関への通報と同時に教育局に緊急連絡し支援を要請する。 ・不審者の身柄が警察に確保され、生徒の安全が確認された段階で、事件の経過、生徒の状況、負傷者の有無などの情報を可能な限り収集し、速やかに教育局に報告する。	副校長 教　頭
④	保護者への対応	・保護者への連絡が可能になった段階で、できるだけ速やかに事故の発生について連絡や説明を行う。 ・不審者の身柄が警察に確保され、生徒の安全が確認された段階で、保護者に引き渡す。 ・保護者に連絡がつかない場合は、生徒が一人で下校することのないよう配慮する。	副校長 教　頭 教職員
⑤	報道等への対応	・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職があたる。	校　長 副校長 教　頭

１２　熱中症の予防と対応

Ⅰ　日常の熱中症対策

	日頃からの熱中症対策	・定期的に暑さ指数（WBGT）計を用いて計測（活動場所で測定）を行う。 ・暑さ指数（WBGT）の予測値について、「熱中症予防サイト」（環境省）の情報を職員室黒板に掲示するとともに、朝の打合せ・日報・Classi等を用いて周知する。 ・登校後の健康状態・体調・疲労の様子や運動前の体調チェック、運動中の健康観察等を行う。 ・こまめな水分補給を促す。	
①	教室内の授業等における対　　策	・換気と温度管理（扇風機やサーキュレーターの使用）を行う。 ・水分補給の許可を行う。 ・可能な措置の検討（軽装指示、ぬれタオル使用許可等）を行う。 ・クーラーの使用については、教科担任又は顧問の判断で行う。	教科担任 顧　問 副校長 教　頭
②	体育授業や屋外活動における対策	・水分補給の指示・確認を行う。 ・体調不良時の申告の指導、雰囲気づくりを日頃から徹底する。	教科担任 顧　問
③	暑さ指数（WBGT）の確認	・「熱中症予防情報サイト」（環境省）の暑さ指数（WBGT）予測を確認する。「熱中症警戒アラート」の予想についても同サイトで確認する。	保健相談部 教　頭
④	暑さ指数（WBGT）の測定	・毎朝7:00に屋内の暑さ指数（WBGT）を教頭が計測・記録し、以降は３時間ごとに教頭及び保健相談部で屋内の計測・記録を行う。 ・必要に応じて、屋外の活動場所の計測を教科担任が行い教頭に報告する。 ・屋内の測定値が28℃を超えた場合（厳重警戒レベル）は教頭がClassiで全教職員に周知する。	教　頭 保健相談部 教科担任
⑤	活動の可否・変更の判断	・P.21　２「予防措置」の表（活動場所でWBGT値を測定する）に基づき対応する。 ・表によらない場合は管理職と協議・確認する。	教科担任 顧　　問
⑥	「熱中症警戒アラート」が発表されたら（WBGT 値 33℃以上）	・P.22 「熱中症警戒アラートが発表されたときの対応」に基づき対応する。 ・教頭がClassiで全教職員へ周知する。 ・全校放送、HPへの掲載、保護者へClassi・安心メールで周知を行うとともに、下校時刻の繰り上げ措置などについて検討する。	副校長 教　頭 教職員

Ⅰ　熱中症とは

熱中症とは
- 体温を平熱に保つために汗をかき、体内の水分や塩分（ナトリウムなど）の減少や血液の流れが滞るなどして、体温が上昇して重要な臓器が高温にさらされたりすることにより発症する障害の総称です。
- 死に至る可能性のある病態です。
- 予防法を知って、それを実践することで、防ぐことができます。
- 応急処置を知っていれば、重症化を回避し後遺症を軽減できます。

（出典：「熱中症環境保健マニュアル 2022」（環境省））

○　重病度分類と必要な処置

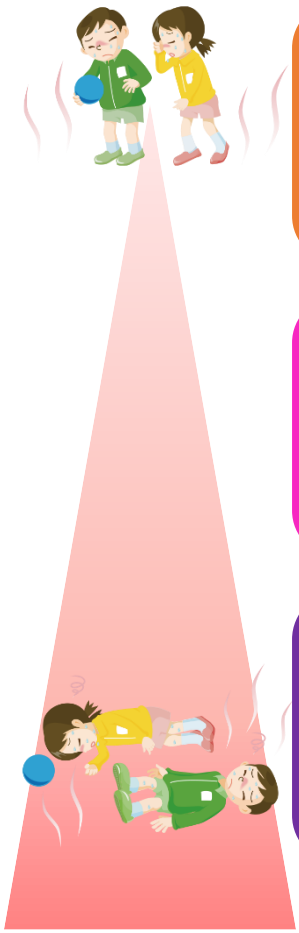

重症度Ⅰ度（軽症）
意識がはっきりしている
手足がしびれる
めまい、立ちくらみがある
筋肉のこむら返りがある（痛い）

経過観察
※当日のスポーツには参加しない。

・涼しい場所へ避難する。
・体を冷やし、水分・塩分を補給する。
※誰かがついて見守り、よくならなければ病院へ。

重症度Ⅱ度（中等症）
吐き気がする・吐く
頭ががんがんする（頭痛）
からだがだるい（倦怠感）
意識がなんとなくおかしい

医療機関の受診

・速やかに医療機関を受診する。
・体を冷やし、水分・塩分を補給する。
※周囲の人が判断し、少しでもおかしいときはすぐに病院へ。

重症度Ⅲ度（重症）
意識がない
呼びかけに対し返事がおかしい
からだがひきつる（けいれん）
まっすぐ歩けない・走れない
からだが熱い

救急車要請

・救急車を呼び、到着までの間、積極的に冷却する。

（参考：「熱中症環境保健マニュアル 2022」（環境省））

2　予防措置

(1) 暑さ指数（WBGT）を用いた活動判断

> 暑さ指数（WBGT）とは
> 　熱収支に与える影響の大きい気温、湿度、日射・輻射など周辺の熱環境、風（気流）の要素を取り入れた指標で、単位は、気温と同じ℃を用います。
> 「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」（環境省・文部科学省）

校長は、生徒の熱中症を予防するため、必要に応じて担当教職員に指示し、**定期的に暑さ指数（WBGT）計を用いて計測（活動場所で測定）することで環境条件の評価を行う**とともに、下表に基づいて日常生活や運動の実施可否等に関する判断をくだします。

暑さ指数(WBGT)	湿球温度(注1)	乾球温度(注1)	注意すべき生活活動の目安(注2)	日常生活における注意事項(注2)	熱中症予防運動指針(注1)	本校の対応
31℃以上	27℃以上	35℃以上	全ての生活活動で起こる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が大きい。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。	**運動は原則中止** 特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。	運動は原則中止し、エアコンのある教室へ移動する。下校について検討する。
28～31℃(注3)	24～27℃	31～35℃		外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。	**厳重警戒(激しい運動は中止)** 熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20分おきに休憩を取り水分・塩分の補給を行う。暑さに弱い人(注4)は運動を軽減または中止。	激しい運動は避け、授業中でも積極的に水分補給を行う。必要に応じて「体調チェック」を行い、活動内容を検討する。
25～28℃	21～24℃	28～31℃	中等度以上の生活活動で起こる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に十分に休息を取り入れる。	**警戒(積極的に休憩)** 熱中症の危険性が増すので、積極的に休憩を取り適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩を取る。	激しい運動では30分おきに休憩をとり、休み時間毎に積極的に水分補給を行う。
21～25℃	18～21℃	24～28℃	強い生活活動で起こる危険性	一般には危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。	**注意(積極的に水分補給)** 熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。	運動の合間に積極的に水分補給を行う。
21℃以下	18℃以下	24℃以下			**ほぼ安全(適宜水分補給)** 通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。	適宜水分補給を行う。

(注1) 公益財団法人日本スポーツ協会「熱中症予防運動指針」より。
　指針補足　＊乾球温度（気温）を用いる場合には、湿度に注意する。湿度が高ければ、1ランク厳しい環境条件の運動指針を適用する。
　＊熱中症の発症リスクは個人差が大きく、運動強度も大きく関係する。運動指針は平均的な目安で有り、スポーツ現場では個人差や競技特性に配慮する。
(注2) 日本生気象学会「日常生活における熱中症予防指針 Ver.3」（2013）より。
(注3) 28～31℃は、28℃以上31℃未満を示す。以下同様。
(注4) 暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など。
　下記ウェブサイトの情報を基に作成
　(1) 環境省熱中症予防情報サイト　https://www.wbgt.env.go.jp/wbgt.php
　(2) 公益財団法人日本スポーツ協会「熱中症予防運動指針」
　https://www.japan-sports.or.jp/medicine/heatstroke/tabid922.html

暑さ指数（WBGT）は、判断基準の一つです。低い値であっても、運動強度や個人の体調等により、熱中症で救急搬送された事例があります。

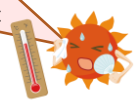

（参考：「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」（文部科学省））

なお、暑さ指数（WBGT）の予測値については、「熱中症予防情報サイト」（環境省）を活用して、実況値・予測値を確認するものとします。

環境省『熱中症予防情報サイト』https://www.wbgt.env.go.jp/

また、その情報は、毎朝、担当教職員が全教職員とメール等を活用して共有するとともに、緊急性がある場合は、校内放送等を活用して適宜発信することとします。

「熱中症警戒アラート」が発表されたときの対応

「熱中症警戒アラート」とは

環境省が、「熱中症予防情報サイト」において、発表対象地域内の**暑さ指数（WBGT）算出地点のいずれかで、日最高暑さ指数（※）を 33 以上と予測した場合**に発表

※一日のうちで最も高い暑さ指数

（参考：「熱中症環境保健マニュアル 2022」（環境省））

◎**「熱中症警戒アラート」が発表されたときには、暑さ指数、生徒や地域の状況、学校の環境等を勘案し、臨時休業の実施を検討します。**

○　**環境省の「熱中症予防情報サイト」により、自校の所在地又は近隣の地域における暑さ指数予報を確認**する。

○　登下校時の安全が確保でき、空調設備が整備されているなど、暑熱環境の危険性を低くできる場合には、必ずしも臨時休業とする必要はなく、**状況に応じて判断**する。

【根拠規定】

○　北海道立学校管理規則（昭和 32 年教育委員会規則第 1 号）（抄）

（臨時休業）

第 27 条　校長は、次の各号のいずれかに該当するときは、臨時に授業を行わないことができる。

(1) 学校所在地又は大半の幼児、児童若しくは生徒が居住している地域に、気象等に関する特別警報が発表されたとき等、非常変災その他急迫の事情があるとき。

(2) その他校務の運営上やむを得ないと校長が認めるとき。

（臨時休業の報告）

第 28 条　校長は、前条の規定により臨時に授業を行わなかったときは、速やかに教育長に報告しなければならない。

北海道大麻高等学校における対応

２日前（～前日）
【予測値の確認】(環境省「熱中症予防情報サイト」)
担当：教頭

アラート発表の可能性あり

□全教職員に通知
□対応の検討（及び決定）
・臨時休業等　　・教室での授業
・登下校　　・体育
・各種行事　　・部活動
・保護者や生徒への周知方法
・北海道教育委員会や近隣校との情報共有
など

前日 17:00
【予報の確認】
担当：教頭

アラート発表

□全教職員に通知

当日 7:00
【予報の確認】
担当：教頭

アラート発表

□全教職員に通知

必要に応じて生徒や保護者に通知
・HP への掲載　・Classi

◎　「熱中症警戒アラート」が発表されていない場合であっても、一定の時間間隔で暑さ指数（WBGT）を計測・記録（活動場所で計測）するなどしながら、生徒の状況等に応じて日常生活や運動の実施の可否を判断するとともに、下校時間の繰り上げ等の措置を検討します。

本校では、毎朝７：００に暑さ指数を計測・記録し、以降は３時間ごとに計測・記録を行います。

(2) 熱中症防止の留意点

暑さ対策を講じる場合には、校長は、各教職員に指示して、以下の留意点を踏まえ、教育課程の内外を問わず適切な熱中症の防止措置をとります。

環境の留意点	・直射日光、風の有無：直射日光の下での活動や風がない状態での活動を避ける。 ・急激な暑さ：季節の変わり目などにおいて、急に暑くなったときには注意する。
主体別の留意点	・体力、体格の個人差：肥満傾向、体力の低い生徒には注意する。 ・健康状態、体調、疲労の状態：運動前の体調チェック、運動中の健康観察を行う。 ・暑さへの慣れ：久しぶりに暑い環境で体を動かす際には注意する。 ・衣服の状況など：衣服は軽装で透湿性や通気性のよい素材とし、直射日光は帽子で防ぐ。
運動中の留意点	・運動の強度、内容、継続時間：部活動におけるランニング、ダッシュの繰り返しに注意する。また、プールは、暑さを感じにくいが実際には発汗しているため気付かないうちに脱水を起こしやすいことなどが、熱中症の原因になることに注意する。 ・水分補給：0.1％～0.2%程度の食塩水やスポーツドリンク等をこまめに補給する。 ・休憩のとり方：激しい運動では、30 分に 1 回の休憩が望ましい。

（参考：「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」（文部科学省））

(3) 生徒に対する熱中症に関する指導

校長は、各教職員に指示し、生徒に対して以下の指導を行うことにより、熱中症の未然防止に努めます。

・暑い日には、帽子を着用する、薄着になる、運動するときはこまめに水分を補給し、休憩を取るなど、熱中症防止のための対応をとること。
・暑い日の運動前には、「体調チェック表」を用いて自らの体調を確認すること。
・気分が悪い、頭が痛いなど、体調に異変を感じた場合は、躊躇なく申し出ること。

（参考：「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」（文部科学省））

(4) 運動前の体調チェック

熱中症を防止するためには、生徒が自ら体調管理等を行うことができるよう、適切に指導する必要があります。体育や部活動の運動前に、「体調チェック表」を基に自分の体調を確認することや、生徒同士で互いに水分補給の声かけを行うこと、体調不良を感じた場合には躊躇なく教職員に申し出ることなどについて、生徒への指導を行います。

≪　体調チェック表　≫

体調チェック表

次の項目に当てはまる場合は、チェック欄に ✓ 印を記入しましょう。

氏名		記入日	年　　月　　日（　　）

チェック欄	確認項目
	睡眠不足になっている（前日の晩、よく眠れなかった等）
	朝食を抜くなど、食事をとれていない
	疲れがたまっている
	熱がある（熱っぽい）、喉が痛いなど、風邪の症状がある
	腹痛がある、下痢をしている
	胸の痛み、息苦しさがある
	手・足（関節など）に痛みがある
	その他、身体に痛みがある
	暑さの中での運動は久しぶりである
その他、体調等に関して気になることがある（記入してください）	

（参考：「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」（文部科学省））

Ⅱ　熱中症への救急措置

熱中症の疑い発生

①	熱中症の疑いのある症状	・速やかに活動を中止し、十分な休息と水分補給をさせる。 ・管理職、養護教諭へ連絡を行う。	側近者 応援職員 （生徒）
②	経過観察	・涼しい場所、エアコンの効いている教室へ避難する。（熱中症が疑われるときは保健室） ・衣服をゆるめ、体を冷やす。 ・水分・塩分を補給させる。 ・P.26により速やかに判断・対応する。 ・回復が見られない場合（P.20 中等症 → ③へ） ・重症の場合（P.20 重症 → ④へ） ・（必要に応じて）一次救命処置（AED使用含む）を行う。	養護教諭 担任 顧問
③	医療機関の受診 保護者への連絡	・保護者が来校するまで被災者の体を積極的に冷やす。 ・水分・塩分を補給させる。 ・保護者へ連絡し、医療機関への受診をすすめる。 ・状況について連絡・説明を行う。	養護教諭 担任 顧問 教頭
④	救急車要請 保護者への連絡	・救急車を待つ間できるだけ被災者の体を積極的に冷やす。 ・本人が倒れた時の状況を知っている者が救急搬送に付き添う。 ・保護者へ速やかに連絡し、救急搬送されることを伝え、状況について説明する。	養護教諭 教科担任 担任 顧問 教頭

3　熱中症への救急処置

Check1　**熱中症を疑う症状がありますか？**

めまい・失神・筋肉痛・筋肉の硬直・大量の発汗・頭痛・不快感・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感・意識障害・けいれん・手足の運動障害・高体温

【役割分担】
- □被災者への対応者
- □救急車要請・連絡等の担当者
- □救急搬送付添者（本人が倒れたときの状況を知っている人）

意識障害は、初期には軽いこともあることから、必ず誰かが付いて見守り、少しでも応答が鈍い、言動がおかしい等の意識障害が見られる場合は、熱中症を疑って処置（救急車の要請）をしましょう。

はい

Check2　**呼びかけに応えますか？**

いいえ → **救急車を呼ぶ**

【救急車を待つ間の処置】
救急車到着までの間、**積極的に体を冷やす**。
※呼びかけへの反応が悪い場合は、無理に水を飲ませない。
※氷のう等があれば、首、腋の下、大腿のつけ根を集中的に冷やす。
※スポーツによる労作性熱中症の場合、全身を冷たい水に浸す等の冷却法を行う。

迅速に体温を下げることができれば、救命率が上がります!!

はい

涼しい場所へ避難し、服をゆるめ体を冷やす

Check3　**水分を自力で摂取できますか？**

いいえ

はい

水分・塩分を補給する

Check4　**症状がよくなりましたか？**

いいえ → 速やかに → **医療機関へ**

はい

そのまま安静にして十分に休息をとり、回復したら帰宅しましょう

現場での処置によって症状が改善した場合でも、当日のスポーツ参加は中止し、少なくとも翌日までは経過観察が必要です。

（参考：「熱中症環境保健マニュアル 2022」（環境省）
「スポーツ事故ハンドブック」（独立行政法人日本スポーツ振興センター）
「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」（文部科学省））

≪　チェックリスト　≫

（１）日頃の環境整備等

□	活動実施前に活動場所における暑さ指数等により熱中症の危険度を把握できる環境を整える
□	危機管理マニュアル等で、暑熱環境における活動中止の基準と判断者及び伝達方法を予め定め、関係者間で共通認識を図る（必要な判断が確実に行われるとともに関係者に伝達される体制づくり）
□	熱中症事故防止に関する研修等を実施する（熱中症事故に係る対応は学校の教職員や部活動指導に係わる全ての者が共通認識を持つことが重要）
□	休業日明け等の体が暑さや運動等に慣れていない時期は熱中症事故のリスクが高いこと、気温 30℃未満でも湿度等の条件により熱中症事故が発生し得ることを踏まえ、暑さになれるまでの順化期間を設ける等、暑熱順化（体を暑さに徐々にならしていくこと）を取り入れた無理のない活動計画とする
□	活動中やその前後に、適切な水分等の補給や休憩ができる環境を整える
□	熱中症発生時（疑いを含む）に速やかに対処できる体制を整備する （重度の症状（意識障害やその疑い）があれば躊躇なく救急要請・全身冷却・AED の使用も視野に入れる）
□	熱中症事故の発生リスクが高い活動の実施時期・活動内容の調整を検討する
□	校外学習等の各種行事、部活動の遠征など、指導体制が普段と異なる活動を行う際には、事故防止の取組や緊急時の対応について事前に確認し生徒とも共通認識を図る
□	保護者に対して活動実施判断の基準を含めた熱中症事故防止の取組等について情報提供を行い、必要な連携・理解醸成を図る
□	室内環境の向上を図るため、施設・設備の状況に応じて、日差しを遮る日よけの活用、風通しを良くする等の工夫を検討する
□	学校施設の空調設備を適切に活用し、空調の整備状況に差がある場合には、活動する場所の空調設備の有無に合わせた活動内容を検討する

（2）生徒等への指導等

□	特に運動時、その前後も含めてこまめに水分を補給し休憩をとるよう指導する （運動時以外も、暑い日はこまめな水分摂取・休憩に気を付けるようにする）
□	自分の体調に気を配り、不調が感じられる場合にはためらうことなく教職員等に申し出るよう指導する
□	暑い日には帽子等により日差しを遮るとともに通気性・透湿性の良い服装を選ぶよう指導する
□	生徒等のマスク着用に当たっても熱中症事故の防止に留意する
□	運動等を行った後は十分にクールダウンするなど、体調を整えたうえでその後の活動（登下校を含む）を行うよう指導する
□	運動の際には、気象情報や活動場所の暑さ指数（WBGT）を確認し、無理のない活動計画を立てるよう指導する
□	生徒等同士で水分補給や休憩、体調管理の声をかけ合うよう指導する
□	校外学習や部活動の遠征など、普段と異なる場所等で活動を行う際には、事故防止の取組や緊急時の対応について事前に教職員等と共通認識を図る
□	登下校中は特に体調不良時の対応が難しい場合もあることを認識させ、発達段階等によってはできるだけ単独行動は短時間にしてリスクを避けること等を指導する

（3）活動中・活動直後の留意点

□	暑さ指数等により活動の危険度を把握するとともに、生徒等の様子をよく観察し体調の把握に努める
□	体調に違和感等がある際には申し出やすい環境づくりに留意する
□	生徒等の発達段階によっては、熱中症を起こしていても「疲れた」等の単純な表現のみで表すこともあることに注意する
□	熱中症発生時（疑いを含む）に速やかに対処できる指導体制とする （重度の症状（意識障害やその疑い）があれば躊躇なく救急要請・全身冷却（全身に水をかけることも有効）・状況により AED の使用も視野に入れる）
□	活動（運動）の指導者は、生徒等の様子やその他状況に応じて活動計画を柔軟に変更する（運動強度の調節も考えられる）
□	運動強度・活動内容・継続時間の調節は生徒等の自己管理のみとせず、指導者等が把握し適切に指導する
□	生徒等が分散している場合、緊急事態の発見が遅れることもあるため、特に熱中症リスクが高い状況での行動には注意する
□	運動を行った後は体が熱い状態となっているため、クールダウンしてから移動したり、次の活動（登下校を含む）を行うことに注意する